

平成三十年七月二十四日受領
答弁第四五一号

内閣衆質一九六第四五一号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員川内博史君提出都道府県民歌と市区町村民歌に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出都道府県民歌と市区町村民歌に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「慣行とされている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、記録が残っておらず、お答えすることは困難である。

二について

文部科学省で確認できる範囲においてお答えすると、第六十一回以降の国民体育大会の開会式において開催地の都道府県の旗の掲揚時に演奏された楽曲の①題名、②作詞者の氏名等及び③作曲者の氏名は次のとおりである。

第六十一回大会 ①ふるさと兵庫 ②後藤悦治郎 ③後藤悦治郎

第六十二回大会 ①秋田県民歌 ②倉田政嗣 ③成田為三

第六十三回大会 ①若い力 ②佐伯孝夫 ③高田信一

第六十四回大会 ①新潟県民歌 ②高下玉衛 ③明本京静

第六十五回大会 ①千葉県民歌 ②鈴木弥太郎 ③長谷川良夫

第六十六回大会 ①山口県民の歌 ②佐藤春夫 ③信時潔

第六十七回大会 ①岐阜県民の歌 ②永繩半助 ③服部正

第六十八回大会 ①若い力 ②佐伯孝夫 ③高田信一

第六十九回大会 ①長崎県民歌「南の風」 ②県民の歌作詞委員会 ③山口健作

第七十回大会 ①和歌山県民歌 ②西川好次郎 ③山田耕筈

第七十一回大会 ①岩手県民の歌 ②田原耕二 ③中田喜直

第七十二回大会 ①愛媛の歌 ②岩本義孝 ③中田喜直

三の1) について

お尋ねの「代替の楽曲を選定したこと」に係る兵庫県からの国に対する報告の有無及びその内容については、記録が残っておらず、お答えすることは困難である。また、同県からの財団法人日本体育協会（当時）に対する報告の有無及びその内容については、政府としてお答えする立場にない。

三の2) について

個別具体の著作物の著作権に係るお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

四について

お尋ねについては、地方公共団体の「自治体歌の登録・保存」に関するものであり、各地方公共団体に
おいて適切に判断されるべきものと考えている。